

◎新潟県告示第1177号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和3年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1105-16
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前		
(禁止区域) 第6条 (略)			(禁止区域) 第6条 (略)		
名称	区域	河川名	名称	区域	河川名
石打発電 所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から上流70メートル、下流端から <u>松沢橋上流端までの間の区域</u> （魚道を含む）	魚野川	石打発電 所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から <u>上流70メートル、下流端から下流200メートルの間の区域</u> （魚道を含む）	魚野川
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) 2 (略) 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。 魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16 清津分会 分会長宅 (略) 山古志分会 分会長宅 及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所（旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、 <u>組合が指定するオンラインシステム</u> （以下、「 <u>オンラインシステム</u> 」という。）その他）及び漁場監視（取締）員が監視又は取り締まる場所			(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 (略) 2 (略) 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。 魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105-16 清津分会 分会長宅 (略) 山古志分会 分会長宅 及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所（旅館、釣具店、食堂、コンビニエンスストア、その他）及び漁場監視（取締）員が監視又は取り締まる場所		
(遊漁承認証に関する事項) 第8条 (略) <u>2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。</u> <u>3 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。</u> 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。			(遊漁承認証に関する事項) 第8条 (略) <u>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</u>		

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第9条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな やまめ にじま す	内共第12号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢(砂防)堰堤までの区域	3月1日 から 9月30日 まで

2 前項の公示は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券取扱店に掲示して公表するものとする。

(釣堀的漁場)

第10条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

新設

(釣堀的漁場)

第9条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密 放流 漁種 名	漁 具 漁 法	料金 (税込)
湯沢 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼郡湯 沢町大字土 樽地内、魚 野川支流八 知川294m の区域（八 知川）	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
大川 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼郡湯 沢町大字三 国字東山谷 地内清津川 支流大川、 大川橋下流 380mの区域 (清津川)	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
城内 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼市下 原地内魚野 川支流清水 川に架かる 町道鱒川橋 上流218m の区域（清 水川）	令和4年 1月1日 から 令和4年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視（取締）員の要求があったときはこれを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2～3 (略)

(漁場監視員)

第12条 (略)

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密 放流 漁種 名	漁 具 漁 法	料金 (税込)
湯沢 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼郡湯 沢町大字土 樽地内、魚 野川支流八 知川294m の区域（八 知川）	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
大川 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼郡湯 沢町大字三 国字東山谷 地内清津川 支流大川、 大川橋下流 380mの区域 (清津川)	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)
城内 フィ ッシ ング パー ク	南魚沼市下 原地内魚野 川支流清水 川に架かる 町道鱒川橋 上流218m の区域（清 水川）	令和3年 1月1日 から 令和3年 12月31日 まで	(略)	(略)	(略)

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視（取締）員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2～3 (略)

(漁場監視員)

第11条 (略)

(違反者に対する措置)

第13条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 (略)

別記様式 (4) オンラインシステム 遊漁承認証

F遊漁券 (溪流)

R /

住所
氏名

顔写真

遊漁料金
取扱者 魚沼漁業協同組合
魚種 こい、ふな、うぐい、うなぎ、
かじか
漁具/漁法 竿釣
かじかについてはヤス、たも網、
徒手採捕
遊漁区域 禁漁区域を除く魚沼漁業協同組
合管内
注意事項

G 遊漁券 (こい・ふな)

R /

住所
氏名

顔写真

遊漁料金
取扱者 魚沼漁業協同組合
魚種 こい、ふな、うぐい、うなぎ、
かじか
漁具/漁法 竿釣
かじかについてはヤス、たも網、
徒手採捕
遊漁区域 禁漁区域を除く魚沼漁業協同組
合管内
注意事項

(違反者に対する措置)

第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日